平成２５年（フ）第３１８号
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田369番地37
債務者　藤原　明彦
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４５号
福岡市西区小戸１丁目42番12号
債務者　栄　ますよ
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６４号
福岡市南区井尻１丁目20番10号
債務者　浦川　邦弘
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８２号
福岡市東区馬出２丁目19番４号
債務者　西尾健太郎
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８３号
福岡市東区馬出２丁目19番４号
債務者　西尾　徳博
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９３号
福岡市南区長住３丁目47番401号
債務者　松岡　隆文
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９６号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目５番17号
債務者　濱崎　　満
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９７号
福岡市西区下山門団地23番403号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０７号
福岡県筑紫野市湯町１丁目５番14―103号
債務者　山田　省吾
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１９号
福岡県筑紫野市大字山家2539番地５
債務者　岡崎　國男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３１号
福岡市早良区有田６丁目25番４号
債務者　古河　勝光
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３３号
福岡市博多区大井２丁目11番３―104号
債務者　服部スプレー工業こと　服部　泰幸
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地62棟408号
債務者　宮崎加代子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
京都市東山区本町17丁目353番地５　フロイデ92―203
債務者　黒川　勝次（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市白国４丁目４番26号
債務者　長原　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９号
広島市西区己斐大迫２丁目19番21号
債務者　山上美智恵
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
広島県廿日市市永原1163番地14、住民票上の住所広島市西区草津新町２丁目21番63―301号
債務者　的場　一成
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
福島県いわき市小名浜大原小滝町３番地の３グランドール102
債務者　古川　巨樹
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
福島地方裁判所いわき支部